

入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出をおこなっており、管理栄養士によって管理された食事を適時（入院時食事療養における基準により、夕食は18時以降の配膳）、適温で提供しています。

入院時食事療養費に係る標準負担額(1食につき)

70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)(1日3食を限度)	
一般(下記のいずれにも該当しない者)	一般(下記のいずれにも該当しない者)	510円	
低所得者Ⅱ(住民税非課税)	低所得者Ⅱ(※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ(※2)	110円	
低所得者Ⅱに該当しない 小児慢性特定疾患又は指定難病患者	低所得者Ⅰ、Ⅱに該当しない 指定難病患者	300円	

※1：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2：世帯全員は住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となるもの、あるいは老齢福祉年金受給者

入院時生活療養について

当院では、入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、65歳以上の方が療養病床（3A・3B病棟）に入院される場合に、食事・光熱水道費として下記の標準負担額が患者負担となり、残りの額が入院時生活療養費として保険給付されます。

入院時生活療養費標準負担額（1日につき）

療養病床に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
一般	一般の患者(下記のいずれにも該当しない者)		510円	370円
	指定難病患者(低所得Ⅰ・Ⅱを除く)		280円	0円
低所得者Ⅱ	低所得者Ⅱ(指定難病患者に該当しない者)※1		240円	370円
	低所得者Ⅱ(指定難病患者)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	0円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	180円	
低所得者Ⅰ	低所得者Ⅰ(以下に該当しない者)		140円	370円
	低所得者Ⅰ(指定難病患者)境界層該当者※2		110円	0円

※1：70歳未満の低所得者(住民税非課税/限度額適用区分「オ」)は、70歳以上の「低所得者Ⅱ」に相当。「低所得者Ⅰ」は70歳以上のみに適用される。

※2：負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者。